



埼玉県報

第175号
令和3年(2021年)
1月19日
火曜日

目次

告示

- 志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 土砂災害特別警戒区域の一部解除（河川砂防課）
- 土砂災害特別警戒区域の一部解除（河川砂防課）
- 無線LAN環境構築・運用管理業務委託に関する落札者等の公示（高校教育指導課）
- 生徒用無線LAN導入に伴う学校間ネットワーク機器設定変更業務委託に関する契約の相手方等の公示（高校教育指導課）
- 県道行田蓮田線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 県道行田蓮田線の供用の開始（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 技能教育のための施設の廃止（高校教育指導課）

正誤

- 埼玉県流域下水道事業管理規程第8号中訂正（下水道管理課）

告 示

埼玉県告示第七十三号

志木市から志木都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十四号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第七十五号

日高市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第七十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十八年埼玉県告示第四百十七号）のうち、次の区域の一部の指定を解除する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
上ノ原団地	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県川越県土整備事務所及び狭山市役所に備え置いて縦覧に供する。

告示

埼玉県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域（平成二十七年埼玉県告示第二百八十九号）のうち、次の区域の一部の指定を解除する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害特別警戒区域及び指定を解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生を防止するために行う建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
越之峡、1	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。	急傾斜地の崩壊	平面図等を埼玉県朝霞県土整備事務所及び和光市役所に備え置いて縦覧に供する。

告 示

埼玉県告示第七十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
無線LAN環境構築・運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタ
ワー
- 5 落札金額
116,593,171円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年10月2日

告 示

埼玉県告示第七十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年一月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
生徒用無線LAN導入に伴う学校間ネットワーク機器設定変更業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年11月9日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー
- 5 契約金額
168,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 行田蓮田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
蓮田市大字貝塚字羽山一六九番五 地先から同市大字閩戸字大山三八八 三番四地先まで		区 間
一一・五〇〃 一八・四〇	七・二二〃 一五・五五	敷地の幅員 (メートル)
一五三・二〇		延長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年一月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年一月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

行田蓮田線	路線名
蓮田市大字貝塚字羽山一六九番五地 先から同市大字閨戸字大山三八八三番 四地先まで	供用開始の区間
令和三年一月十九日	供用開始の期日
令和三年一月十九日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第一号で告示した道 路予定区域の供用開始である。 延長 一五三・二〇メートル	備考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年一月十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和三年一月八日

指令川建セ第三〇〇〇一七一号

二 検査済証番号

令和三年一月十四日

川建セ第〇二〇〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字今宿字辻百三十七番、百三十八番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区桜台一丁目二十二番一号

株式会社大道産業 代表取締役 松本 奈津枝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年一月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和二年十二月二十八日

指令越建セ第〇二〇一三一号

二 検査済証番号

令和三年一月十三日

越建セ第三三二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字下堤外千七百四十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

栃木県足利市常盤町三十三番地 ルーチェガーデンA―一〇二

田村 勝

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和三年一月十九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年十二月二十八日

指令越建セ第〇二〇〇二一号

二 検査済証番号

令和三年一月十三日

越建セ第三三三一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字須賀字島千九百四十九番三、千九百四十九番四、千九百五十番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市上蛭田百九十二番地五 エルデイムロックスプリングA棟一〇
一号

白石 雅春

告 示

埼玉県教委告示第五号

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十五条第一項による届出があったので、公示する。

令和三年一月十九日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 廃止する技能教育のための施設の名称

KTCおおぞら高等学院 大宮キャンパス（埼玉県さいたま市大宮区大門町三

丁目百五十番地二）

二 廃止年月日

令和三年三月三十一日

正 誤

埼玉県流域下水道事業管理規程第八号（令和二年十月二十七日第百五十三号）中
訂正

ページ 行

一 前から十三から十四

誤

埼玉県下水道事業管理者

正

下水道事業管理者